

岐阜県公報

目次

告示

発注工事の種別ごとに県が発注する建設業の種別

(技術検査課)

ページ

号外(三) 平成二十八年六月一日

告示

岐阜県告示第三百六十二号

県が発注する建設工事に係る発注工事の種別は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該発注工事の種別ごとに県が発注する建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第二項に規定する建設業をいう。）の種別は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

なお、発注工事の種別ごとに県が発注する建設業の種別に関する告示（昭和五十四年岐阜県告示第百六十号）は、廃止する。

平成二十八年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

発注工事の種別	建設業の種別
一般土木工事	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 しゅんせつ工事業 防水工事業 解体工事業
造園工事	造園工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業 とび・土工工事業 機械器具設置工事業 解体工事業

舗装工事	舗装工事業
水道施設工事	水道施設工事業 土木工事業 とび・土工事業 管工事業 さく井工事業 解体工事業
塗装工事	塗装工事業
建築工事	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 清掃施設工事業 解体工事業
機械設備工事	機械器具設置工事業 鋼構造物工事業
冷暖房・衛生設備工事	管工事業 熱絶縁工事業 消防施設工事業 さく井工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業
電気設備工事	電気工事業 電気通信工事業 消防施設工事業

通信設備工事

電気通信工事業
鋼構造物工事業

注 本表中 印を付した建設業は、当該上欄に掲げる工事を分離し、又は単体で発注する場合で、その工事を行うことができないものであるときに限り適用するものとする。

平成二十八年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社